
「全国百貨店共通商品券ご利用約款」改定のお知らせ

この度、共通商品券の適正な利用の観点から、2022年11月1日より、以下のとおり、「全国百貨店共通商品券ご利用約款」を改定いたします。

お客様におかれましては、引き続き、全国百貨店共通商品券をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

ご利用約款改正	旧・ご利用約款
第3条（共通商品券が利用できない場合1） 3 共通商品券がミシン線に沿って切り取られているとき、共通商品券の破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、 <u>共通商品券が毀損したとき。</u>	第3条（共通商品券が利用できない場合1） 3 共通商品券がミシン線に沿って切り取られているとき、共通商品券の破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、 <u>または共通商品券の3分の1以上が滅失しているとき。</u>
(削除)	<u>第5条（共通商品券の再交付をする場合）</u> 第3条第3号の場合において、発行元が、当該共通商品券が偽造または変造されたものでないことおよび未使用のものであることを確認でき、かつ、共通商品券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、発行元が定める方法でその共通商品券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいたうえで、発行元において共通商品券の再交付を受けることができます。
第5条（共通商品券が毀損した場合等） 1 <u>共通商品券が毀損、破損又は汚損した場合であっても、共通商品券の再交付はいたしませんので、ご了承ください。</u> 2 <u>共通商品券の盗難、紛失又は滅失によって生じた損失について、発行元はその責めを負いません。</u>	第6条（共通商品券の再交付をしない場合） <u>お客様が、共通商品券を盗まれたまたは紛失された場合等には、発行元は、共通商品券の再交付をいたしません。</u>
第6条（取扱百貨店との関係）	第7条（取扱百貨店との関係）
第7条（換金の禁止） 共通商品券は、 <u>返品および現金との引換えはできません。</u>	第8条（換金の禁止） 共通商品券は、現金との引換えはできません。
第8条（取扱いの変更）	第9条（取扱いの変更）
第9条（発行保証金の還付）	第10条（発行保証金の還付）